平成２６年（フ）第９５２号
東京都目黒区原町１丁目29―９―412
債務者　坂本　悦郎（旧姓神内）
1　決定年月日時　平成26年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９５３号
東京都武蔵野市吉祥寺東町１丁目20―11　ミモザアネックスＣ106
債務者　中川　　実
1　決定年月日時　平成26年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９５５号
東京都新宿区百人町１丁目５―24―108
債務者　稲垣　博文
1　決定年月日時　平成26年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９８８号
神奈川県相模原市緑区橋本８丁目30―37
債務者　中澤　英樹
1　決定年月日時　平成26年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９９８号
千葉県千葉市若葉区高品町1599―２―105
債務者　飯村　貴弘
1　決定年月日時　平成26年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０００号
東京都世田谷区梅丘１丁目14―２―315
債務者　湊　　弥生
1　決定年月日時　平成26年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１００４号
東京都江東区森下１丁目16―６―303
債務者　金井　敏子
1　決定年月日時　平成26年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１００５号
神奈川県横浜市青葉区下谷本町57―５
債務者　高橋眞美子（旧姓渡邊）
1　決定年月日時　平成26年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１００７号
埼玉県越谷市蒲生旭町７―10―303
債務者　廣瀬　貴志
1　決定年月日時　平成26年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１００８号
東京都中野区大和町４丁目41―12―203
債務者　堀野　貴文
1　決定年月日時　平成26年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０１０号
神奈川県大和市福田512―102
債務者　青田　広明
1　決定年月日時　平成26年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０１１号
神奈川県川崎市高津区二子２丁目17―47―101
債務者　輕部　　茜
1　決定年月日時　平成26年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０１３号
東京都荒川区荒川７丁目９―５―107
債務者　宇都宮慎二
1　決定年月日時　平成26年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０１９号
東京都江戸川区平井４丁目７―４―302
債務者　鶴田　智子
1　決定年月日時　平成26年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０２２号
東京都中野区弥生町２丁目４―６―202
債務者　中川　智幸
1　決定年月日時　平成26年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０３０号
東京都杉並区天沼１丁目１―13
債務者　佐藤　悦子
1　決定年月日時　平成26年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部